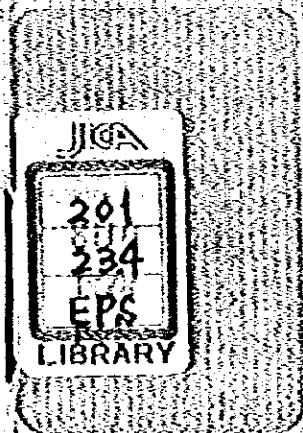


昭和56年度
豪州移住調査報告書

昭和57年8月

国際協力事業団

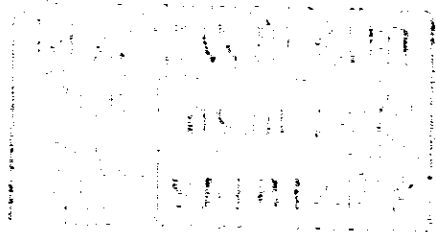


移計調	
J	R
82	9

JICA LIBRARY



1042710(2)



国際協力事業団

受入 月日 84. 3. 30	201
登録No. 02247	23.4
	EPS

はじめに

本調査は昭和56年度「新移住先国調査」として、本年3月、調査団をオーストラリアへ派遣し実施したものである。国際協力事業団がオーストラリアの移住を取り扱い始めて4年が経過したが、この間オーストラリアへの邦人移住者の数は年々増加し、また国内支部が受付けた移住相談者数はカナダについて多く、全体の約20%を占めるにいたっている。一方、オーストラリア政府は、毎年、年間10万人以上の移住者を世界各国から受け入れており、日本からの移住者の受入れを歓迎している。こういった状況のなかで、当事業団の移住業務におけるオーストラリアの比重は今後一層大きくなるものと思われる。

今回の現地調査では、オーストラリアの移住者援護事情や、日本人移住者の現況を一層明確にし、さらに連邦政府、州政府の移住担当官との会談を通じて、オーストラリアの移住政策についても理解を深めることができた。本調査結果を業務推進上の参考資料として大いに活用願えれば幸いである。

調査の実施にあたり、ご協力いただいた、在日オーストラリア大使館、移住少教民族問題省、各州の同省支局、在豪日本国公館、外務省欧亜局大洋州課、及び領事移住部移住課の方々に対して深く感謝する。

昭和57年8月

移住計画調査部長

Main body of extremely faint, illegible text covering most of the page, appearing as light gray speckles and noise.

豪州移住調査報告目次

I 調査の目的	1
II 調査団の構成と日程	2
III 調査結果	4
1. 調査の概要	4
2. オーストラリア移住一般事情	4
3. 移住者の受入れ援護	8
(1) 移住民族関係省	8
(2) 移住者センター	8
(3) コミュニティ・セトルメント・センター	8
(4) 移民資源センター	8
(5) 電話通訳サービス	9
(6) その他	9
4. 移住者選考制度のあらまし	9
(1) 移住の区分(カテゴリー)	9
(2) 選考と審査	10
(3) 需要職種表について	13
5. オーストラリア国外で得た資格の認定について	15
(1) 専門・技術等の資格認定	15
(2) 技能労働者の資格認定	16
6. 労働事情	21
(1) 労働市場の概況	21
(2) 主な労働条件	23
(3) 熟練労働力不足	25
(4) 労使関係	26
7. 教育事情	28
(1) 教育制度	28
(2) 教育費等	28
8. 保険・福祉事情	29
(1) 保険医療カード	29
(2) 健康保険	29
(3) 社会保障	29

(4) その他の福祉サービス	29
(5) 移民サービス	29
9. 日本人移住者の現状	30
10. 日系企業、関連団体等から得た情報	32
付 ワーキング・ホリディ渡航者	33
IV オーストラリア移住に対する所見	35

I 調査の目的

「新移住先国調査」は、国内支部における移住相談において移住先国が年々多様化するのに対応するため、従来事業団が相談業務として扱ってこなかった国々についても、出入国の条件、夫々の国の現況、日本人の移住の可能性といったものを調査し、また、資料を収集して、多様化する移住希望者のニーズに応じようとするものである。

昭和56年度においては、近年、移住先国として注目を集め、新しい移住政策を本年4月から実施し、移住者受入れを積極的に行っているオーストラリアを調査の対象国として選定した。

オーストラリア移住希望者へのより詳細な情報提供の資料収集、調査、及び、新しい移住政策の内容を把握するため調査内容を主として次の通り設定した。

① 移住者受入新制度

本年4月から適用される新制度について、今後受け入れる移住者の種別、その審査内容、改訂の意図等に関する具体的内容の把握。

② 移住者受入援護

援護を担当する行政機関、民間団体の活動状況および移住者の享受できる公的援護措置。

③ 労働事情

雇用市場動向、職業別就職の難易と問題点、技能資格問題等。

④ 生活適応事情

医療制度、社会保障制度の利用法、子弟教育関連事項等。

⑤ 移住者の状況

地域別、職種別、移住者の就労、生活状況の実態把握。

II 調査団の構成と日程

1. 調査チームの構成

団 長	宮 持 優	国際協力事業団関東支部調査役
団 員	竹 内 重 弘	外務省領事移住部移住課
団 員	黒 柳 俊 之	国際協力事業団移住計画調査部調査課
現地参加	長谷川 晴 久	国際協力事業団キャンベラ駐在員

2. 調査団の日程

月 日	行 動 の 概 要
3月 1日(例)	成田発
2日(例)	シドニー経由キャンベラ着、在豪大使館訪問、黒田大使表敬、長谷川駐在員と打合せ。
3日(例)	移住民族関係省訪問、メナデュウ次官表敬、同省、政策、一時入国、定住民族関係担当官と面談、雇用青年問題省担当官と面談。
4日(例)	メルボルンに移動、金子総領事表敬訪問、労使関係省担当官と面談。
5日(例)	移住民族関係省ヴィクトリア移民局長、担当官と面談、ミッドウェイ移住者センター訪問、オーストラリア・モーター・インダストリー(トヨタ)見学、移住者との懇談。
6日(例)	移住者和田氏宅、可知領事宅訪問懇談。
7日(例)	パースに移動、東急マリンパーク見学。
8日(例)	移住民族関係省西豪州移民局長表敬、担当官と面談、コミュニティ・セツルメント・センター、電話通訳、連邦職業紹介所、グレイランド・ホステル訪問、移住者と懇談。
9日(例)	職業教育カレッジ、ノース・パース移民資源センター、西豪州工科大学、民族ラジオ放送局(6NR)、JETRO訪問。
10日(例)	シドニー移動。
11日(例)	フェアフィールド移民教育・定住センター、パラマタ移民資源センター・移住民族関係省パラマタ地方事務所見学、総領事館表敬訪問。
12日(例)	民族関係委員会副議長、ニュー・サウスウェルズ移民局長面談、ニュー・サウスウェルズ銀行訪問、JETRO、日商岩井訪問、移住者と懇談。
13日(例)	ワーキング・ホリデー渡航者懇談。
14日(例)	ブリスベーンに移動。

15日(月)	岩崎総領事表敬訪問、移住民族関係省クイーンズ・ランド移民局長、雇用青年問題省クイーンズ・ランド局長、労使関係省クイーンズ・ランド局長および担当官と面談、移民宿泊所（Yungaba）訪問、移住者と懇談。
16日(火)	ウェイ・コール移住者センター、エリザベス二世スタジアム見学、コミュニティ・セトルメント・センター見学（英語クラス、電話通訳）。
17日(水)	シドニーに移動、在豪日本報道記者懇談（NHK、朝日、読売、日経、共同、時事各社）。
18日(木)	松下電器訪問、キャンベラに移動。
19日(金)	在豪大使館黒田大使、田島公使報告、外務省ウイリス日本課長表敬訪問、移住民族関係省担当官と懇談、資料収集。
20日(土)	シドニー経由、21日（日）成田着

III 調査結果

1 調査の概要

昭和57年3月1日から3月21日までの間、関東支部調査役宮持 優、外務省領事移住部移住課事務官竹内重弘、移住計画調査部調査課黒柳俊之の3名がオーストラリアに赴き、現地参加のキャンベラ駐在員長谷川勝久と共に、邦人のオーストラリア移住に関する調査を行った。

外務省ないし当事業団によるオーストラリア移住事情調査はこれまで3回（昭和52年度、昭和54年度、昭和55年度各1回）実施された。一方、当事業団においては昭和54年度からオーストラリア移住の取扱いを開始したが、最近国内においてオーストラリア移住に対する関心が高まり、移住相談者に対し最新の移住情報を提供することが急務と考えられるに至った。

また昭和57年4月19日からオーストラリアの移住者選考制度が改訂施行されることになったので、この際最近のオーストラリア移住事情を調査することとなった次第である。

訪問地はキャンベラ、メルボルン、シドニー、パース、ブリスベンの各都市で、主な訪問先は移住民族関係省および各州移民局、移住センター、コミュニティ・セトルメント・センター、移民資源センター（マイグラント・リソース・センター）、連邦職業紹介所（CES）、在外公館、日系企業等である。

今回の調査は、決定から実施まで1か月足らずと短い準備期間であったにもかかわらず、在日オーストラリア大使館、オーストラリア政府機関、外務省、在外公館等関係者の協配により、予め設定された周到なスケジュールに従って、極めて効果的に調査を実施することができた。首都キャンベラでは移住民族関係省メナデュウ次官とも面談する機会があったが、移住関係機関、施設等の訪問を通じて、オーストラリア政府の移住者受け入れと定着に対する熱意と努力に感銘した。またオーストラリア政府の本調査団に対する好意と期待が窺われたが、このことは日本人移住者に対する期待とも受けとれるものと思われる。

今回の調査でとくに心がけたことは、移住関係者との面談、施設の見学と併せて、オーストラリア側の移住関係資料を可能な限り収集することであった。とくに関心を寄せていた新選考制度のマニュアルは当時印刷中とのことで、帰国後その概要説明を入手したが、収集資料は約200点に上っている。以下、今回調査したオーストラリア移住事情につき報告する。

2 オーストラリア移住一般事情

1788年ヨーロッパ人のオーストラリア移住開始以来、第二次大戦終了までには、移住者による人口増は740万人に達したが、戦後人口増によって経済成長を促進しようとする気運が高まり、移民省が設置されて移住者の受け入れを所管することとなった。それ以来移住者によって人口の自然増を補完する人口政策がとられている。この政策はオーストラリアの人口増加率、

に著しい効果をもたらした。

オーストラリアの現人口1,485万人の2割は海外生れといわれるが、最近人口の自然増加率の減少から1980～81年の移住による人口増111,000人は全人口増の約半分に当る。

また移住者は、出生率低下から、ますます高まりつつある人口老令化を減退させる点でも貢献している。

人種差別禁止法が成立して白豪主義が完全に撤廃されたのは1975年であるが、1980～81年の移住者受入れ実績(別表)でも送出国のトップテンにマレーシア、タイ、フィリピン、インドネシアの4カ国が入っているのが注目される。アジアからの移住者の割合は、1974～75年の10.8%から22.4%に増えたのに対して、ヨーロッパからの移住者は、1974～75年の6.3%から4.8%に低下している。

現在、移住者の送出国は100カ国以上に上っているが、1980-81の移住者111,190人は前年度81,271人の36%増に当る。内訳は、家族移住19,570人(17.6%)、一般移住45,189人(40.6%)、難民21,847人(19.6%)、特別移住24,584人(22.1%)、主としてニュージーランド人)であるが、一般移住のうち指名雇用による移住者は4,414人(9.8%)に上っている。また企業移住者は106人で、主としてアメリカ、イギリス、イラン、イタリア、シンガポールからである。

オーストラリアに移住したい人は、いつもオーストラリアの受入許容能力を上回っている。1980～81年には100万人以上の照会や申込みに対し、111,190人が移住した。従って移住者の選考は不可欠である。

オーストラリアは無差別移住政策をとっていて、オーストラリアで必要な技術や資格をもった人、近親者、難民等を受入れている。このたびオーストラリア政府は、従来の選考制度の不備を補い、移住者の質の向上を図るため、技術移住者受入れを中心として選考制度を改正し、1982年4月から適用することになった。

なお、従来ヨーロッパ系の移住者が恩恵を受けていた渡航費補助は1981年限りて打ち切りになったという。

〔統計資料〕

主な移住者送出国（1980～81年）

順位	移住者総数			難民を除く移住者		
	国名	人数	%	国名	人数	%
1	イギリス	30,915	27.8	イギリス	30,720	34.4
2	ニュージーランド	20,736	18.6	ニュージーランド	20,736	23.2
3	マレーシア	7,770	7.0	南アフリカ	3,392	3.8
4	タイ	4,755	4.3	フィリピン	2,740	3.1
5	オーストリア	3,566	3.2	アメリカ合衆国	2,150	2.4
6	南アフリカ	3,393	3.1	オランダ	2,070	2.3
7	フィリピン	3,144	2.8	西ドイツ	2,058	2.3
8	インドネシア	2,766	2.5	イタリア	1,703	1.9
9	イタリア	2,577	2.3	マレーシア	1,638	1.8
10	西ドイツ	2,422	2.2	ユーゴスラビア	1,481	1.7
11	アメリカ合衆国	2,150	1.9	マルタ	1,351	1.5
12	オランダ	2,072	1.9	ホンコン	1,179	1.3
13	ホンコン	1,983	1.8	カナダ	1,085	1.2
14	ユーゴスラビア	1,668	1.5	ギリシャ	1,067	1.2
15	シンガポール	1,481	1.3	トルコ	982	1.1
16	ギリシャ	1,364	1.2	ジンバブエ	789	0.9
17	マルタ	1,351	1.2	スペイン	767	0.9
18	カナダ	1,086	1.0	バア.ニューギニア	730	0.8
19	トルコ	1,012	0.9	レバノン	680	0.8
20	ポルトガル	937	0.9	フランス	653	0.7
	その他	14,006	12.6	その他	11,372	12.7
	計	111,190	100	計	89,343	100

〔注〕 同年度中の日本人移住者は、218人である。

移住者の技術内容

技術内容	1979～80年		1980～81年		
	人数	%	人数	%	増減%
専門家・技術者	6,133	7.6	8,662	7.8	+41.2
事務・商業・監督職	4,383	5.4	6,923	6.2	+58.0
熟練労働者	6,025	7.4	9,133	8.2	+51.6
半熟練労働者	8,894	10.9	13,591	12.2	+52.8
未熟練労働者	7,301	9.0	9,758	8.8	+33.7
格付け不能	1,315	1.6	1,180	1.1	-10.3
計	34,051	41.9	49,247	44.3	+44.6
その他(家族等)	47,220	58.1	61,943	55.7	+31.2
合計	81,271	100	111,190	100	+36.8

移住者の行先(州別)

行先	1979～80年		1980～81年		
	人数	%	人数	%	増減%
ニュー・サウス・ウェールズ州	33,610	41.4	42,280	38.0	+25.8
ビクトリア州	21,333	26.2	26,706	24.0	+25.2
クイーンズランド州	10,122	12.4	16,838	15.2	+66.4
南オーストラリア州	5,007	6.2	7,051	6.3	+40.8
西オーストラリア州	8,577	10.6	14,726	13.3	+71.7
タスマニア州	653	0.8	1,207	1.1	+84.8
北部特別地域	642	0.8	1,144	1.0	+78.8
その他	1,327	1.6	1,238	1.1	-6.7
計	81,271	100	111,190	100	+36.8

(注) 行先が不明確な場合上陸地で代用した。

(移住民族関係省資料による)

3 移住者の受入れ援護

オーストラリア政府は1977年9月、F、E、ガルバリー氏ほか3名の委員に委嘱して、移住者の受入れ援護につき再検討を行った。

その結果、翌1978年4月ガルバリー・レポートなるものが提出され、移住者の受入れ援護につき57項目に上る勧告がなされた。この勧告は、移住者に対する受入れ、英語教育、通訳、翻訳、情報伝達、民族グループによる援助、雇用と技術資格の認定、民族放送等多岐にわたっているが、これを3年以内に監視機関を設けて実施することになっている。今回調査の途次、パースにおいて、同レポート作成者の一人であったC. ストランスキー氏(民族関係上席担当官)から直接説明を受け、同レポートを一部頂戴したが、この勧告は全面的に採用されて、1981年6月までにそのほとんどが実施に移されたという。

今回の調査ではシドニー、パース、メルボルン、ブリスベーンの各地で、オーストラリア移住担当官の案内で、移住者受入れ援護施設を見学し、種々説明を受けた。

以下、移住関係機関、諸施設の概要について説明する。

(1) 移住民族関係省 (Department of Immigration & Ethnic Affairs)

移住、市民権、在留外国人、民族問題、移住者の入国後の諸問題を所管し、セツルメント・センターなど移住者に対するサービス機関に資金を供与している。また専門のソーシャル・ワーカーや2カ国語を話せる福祉担当官がいて、移住者の宿舍、教育、家族問題、厚生、福祉サービス等の相談に当たっている。全国に16の支局がある。

(2) 移住者センター (Migrant Centre)

住居のあてのない移住者が、オーストラリア到着後、一時的に利用できる政府の施設として、移住者センターと移住者アパートがある。この中にセツルメント・センターがあって、一般的な情報提供や特別相談、さらに厚生、福祉、教育、雇用、住宅援助まで様々なサービスを行っている。中にはオリエンテーション・コースを移住者の母国語で行っている所もあるし、英語コースを設けているセンターもある。このようなセンターは全国に14カ所ある。

(3) コミュニティ・セツルメント・センター (Community Settlement Centre)

入国後直接民間の宿泊施設に入る移住者にとって、重要な情報源となるのが、このセンターであるが、サービス内容は前記移住者センターと同じである。このセンターの利用対象者が移住者センターを利用しても差支えない。このセンターは全国に8カ所ある。

(4) 移民資源センター (Migrant Resource Centre)

このセンターは主としてオーストラリア社会に定着した移住者を対象として、各民族別の社会、文化、福祉活動に対し、基本的な援助をするために設けられている。今回の視察でラオス、ベトナム等東南アジアからの移住者が利用しているのを見かけたが、日本人の場合、

移住者の組織ができていないので利用されていない。

このセンターは全国24カ所に設けられている。

(5) 電話通訳サービス

オーストラリアは英語を流暢に話せない人が約40万人いるといわれるが、このような人たちのために電話通訳サービスがあって、60カ国語以上の言語をカバーしている。この電話は3極通話方式になっていて、全国18カ所にある電話通訳用の電話番号を回せば、英語を話せない人が通訳を介して直接援助や情報を得ることができるほか、一つの電話で医師や専門家と通訳を通して話をするができる。このサービスは、カナダ等他の移住者受け入れ国に見られない独自のシステムである。

(6) その他

キャンベラ、シドニー、メルボルンにある移住民族関係省の翻訳班では、翻訳が移住者の問題に直接関係がある場合、移住者と政府機関に対し無料で翻訳(業務)を行っている。

また、特別放送サービスという独立の法人機関があって、シドニーとメルボルンで多文化ラジオ、テレビ放送を行っている。

新聞も50カ国語以上のものが発行されている。

4 移住者選考制度のあらまし

1979年1月1日から実施されていたNUMAS(NUMERICAL MULTI FACTOR ASSESMENT SYSTEM:計数的多要素審査方式)が改竄され、本年4月19日から新しい移住者選考制度が実施されることとなった。

この選考制度の改正主要点および目的は技術移住と親族呼び寄せ移住とを、移住の中心に据えることを明確にした点ならびにオーストラリアの労働力需給状態と移民政策とを制度的にリンクさせた点である。すなわち、今後オーストラリアへの移住は親族呼び寄せ以外は、その職種が豪州の需要(Occupational demand schedule:需要職種表)にかなった者に重点がおかれることとなった。

(I) 移住の区分(カテゴリー)

従来のカテゴリーは① 家族移住(Family reunion)② 一般移住(General Eligibility)③ 難民・その他人道的計画(Refugee & Special Humanitarian program)および④ 特別移住(Special Eligibility)の4種類であったが、次の様に改竄された。

① 家族移住(Family Migration)

オーストラリアに入国後、スポンサーとなって援助を与え得る配偶者、両親、子、兄弟姉妹、婚約者がいる者。この中で、さらに細かく分類されている。(付表 必要条件の概要参照)

② 労働力不足および企業移住 (Labour Shortage & Business migration)

- イ オーストラリアにおいて需要のある職業についている者
- ロ 指名雇用制度 (Employment nomination scheme)のもとにオーストラリア企業から特定の職業につくように指名された者
- ハ 経験のある実業家でオーストラリアに役立って堅実な企業を興すのに十分な資本と確実な計画を持っている者および自営業者であって特定の専門技術分野で、資本を持ちその道で成功している者

③ 独立移住 (Independent Migrant)

他のどのカテゴリーでも適格ではないが、明らかにオーストラリアに貢献すると思われる若干の者

④ 難民 (Refugees and Special Humanitarian Program)

難民、亡命等、人道的見地からオーストラリアに入国を希望する者

⑤ 特別移住 (Special Eligibility)

イ トランス・タスマン協定

ニュージーランド・パスポート保持者はVisaは要求されない

ロ 退職生活者

オーストラリアでの退職年齢 (男65才女60才) に達している者

ハ 創造的ないし、スポーツ分野

オーストラリアに貢献すると思われるスポーツ分野、創造的分野で活躍している者

(2) 選考と審査

全ての移住者は健康でありかつ性格が善良であることが求められる。移住希望者はさらに、カテゴリーによって①経済/職業審査ないし、②適応力審査が課せられる。(詳細は付表必要条件の概要を参照)労働力不足・企業移住等の希望者は、経済職業審査を受けなければならない、また、スポンサーがいる成人の子、兄弟、姉妹もこの審査を受ける必要があるが、この場合、スポンサーが提供する援助の程度によって加点される。適応力審査は殆んど、全ての移住者がこの審査を受ける必要がある。

① 家族移住者に対する審査

これまで「一般移民」のカテゴリーに入り、NUMASの厳格な適用を受けていた兄弟・姉妹および非扶養者である子供も審査要件のゆるやかなこのカテゴリーに含まれることとなった。これにより家族移住の幅が拡大され、促進されることになったが、反面同カテゴリーの移住者に必要とされる要件が厳しくなった。

家族移住者に要求される保障条項は次のようになっている。

イ スポンサー・シップ

生活上の援助を与えることができるオーストラリア人の親せきがスポンサーにならねばならない

ロ 援助の保証

一定期間移住者が自立困難な場合で、生活保護を受け様とする場合、保証が要求される

ハ 雇用の事前取り決め

入国後職につくことが難しいと思われる移住者は雇用の事前取り決めが要求される

② 経済 / 職業審査

この審査を必要とする移住者は別表の通りであるが、この審査は、客観テストで、オーストラリアにおいて、職を得られる見込みがあり、家族を扶養できるかどうかを調べるためのものである。項目別配点は次の通りである。

項目	点数	説明
技 術	10	専門家、技術、熟練工が満点を得る
	6	にはオーストラリアで資格が認められなければならない。(海外で得た資格の認定の項を参照)
	4	サービス職
	3	事務職、商業、管理職
	2	半熟練工
	0	農業労働者
	0	単純労働者
職種の需要度	28	雇用・青年問題省が出す需要職種表に
	24	よって審査される。雇用の事前取り
	18	決めのある移住希望者は満点が与え
	0	られる。(需要職種表については後
	0	述する)
雇用の事前取り 決め	10	移住者がオーストラリアで既に決ま
	8	った仕事がある場合得点が与えられ
年 令	8	る。
	6	
	25才~35才	8
	23~24才 36~37才	6

英 語	20～22才	38才～39才	4	
	20才未満	40才～45才	2	
	46才以上		0	
	流暢に読み話せる		6	英語能力、英語学習能力によって審査される。
	満足に話せる		5	学習能力の審査は、英語以外の言葉
	英語力は限られているが学習能力はある		4	ができるか、母語語が流暢にできるか、教育レベル、年齢、英語学習に興味があるか、英語を話せないこと
	できない、学習能力もない		0	によって起る問題を理解しているかによって判定される。
教 育	大 卒		8	オーストラリアで得た資格は採点の対象とならない。
	高 卒		6	
	中 卒		4	
	小 卒		2	
	小学校を卒業していない者		0	
その他職業特性	優		10	技術、職業需要度、雇用指名といったものとは別に職歴、経歴によって採点される。
	良		8	
	可		5	
	雇用の可能性のない者		0	
経済的生活能力	優		20	家族構成、年齢、子供達の依存度、
	良		15	家族の収入見込、過去の収入実績、
	可		10	生活状況、オーストラリアにおける
	一時的に問題がある		5	負債、資本金、年金、恩給、オース
	かなり長期にわたって問題がある		0	トラリアにおける移住者団体からの援助等が考慮される。
	スポンサーからの全面的援助があるもの		25	
開 発 地 域	指定された開発地域に移住しようとする者		6	開発地域は未定である

100点中60点とれば合格

③ 適応力審査

審査は移住申請者、あるいは家族がいる場合は申請者と家族がオーストラリアでの生活にうまく適応する能力があるかどうかを見るために審査官によって行なわれる。

審査官は次の3項目を念頭におき審査にあたる。

- ① 移住に対処する能力
- ② オーストラリア社会に同化する能力
- ③ 家族の結束力

定着審査は点数制はとられず、「優秀」「良」「可」「不満足」ないし「定着不可」と格付けされる、それぞれの項目は下記の通りである。

項 目	内 容
移住に対処する能力	<ul style="list-style-type: none"> ① 適応力、資金力、独立心、 ② 移住に対する準備 ③ 移住に対する意図 ④ 移住の重圧に対処する能力
オーストラリア社会 に同化する能力	<ul style="list-style-type: none"> ① 意志疎通する能力 ② 英語学習の望ましい、教育レベル、年齢 ③ オーストラリアにある民族グループからの援助 ④ 寛容力、柔軟性
家族の結束力	<ul style="list-style-type: none"> ① 家族内の特記すべきでき事項（結婚、死亡、離婚等） ② 配偶者及び10代の子供の態度

(3) 需要職種について

経済/職業審査の職種の需要度は、雇用青年問題問題省が年2度発表する需要職種表によって、採点される。この需要職種表には、職種ごとに職業訓練期間、労働力、州ごとの需要度、技能者の権利に関する法による職種の別（資格を要する熟練工）平均給与等が記載されている。

1982年1月発表の需要職種表で、需要度の高い職種（全ての州で需要度が不足もしくは、やや不足である職業）は、会計士、電気技師、機械技師、冶金板工、土木技師、電子設計技能者、土木工学設計技師、コンピューター・プログラマー、システム・アナリスト、コンピューター・セールスマン、ウェ이터、製餅工（菓子検査）、冷工具仕上工、板金工、機械工（道具取付）溶接工、製缶工、機械据付工、精密器械製造及び修理、空港管制官等である。さらに、日本人の移住希望者で需要度の高い職種は別表の通りである。

職業別賃金表

職名	(1) S.V.P.	月給	NSW ACT	州別の労働市場の				TERRA (3)	時給 (1,000)	備考
				Vic	Qld	SA/NT	WA/TAS			
土木技師 (Civil Engineer)	A	10,500~11,500	A	A	A	A	A	20		
電気技師 (Electrical Engineer)	B	5,700~6,000	MS	MS	MS	MS	MS	20		
電子技師 (Electronic Engineer)	A	2,750~3,250	A	A	A	A	A	20	(コンピュータ・エンジニアは含まれる)	
機械技師 (Mechanical Engineer)	A	7,500~8,500	MS	S	MS	MS	MS	20		
冶金技師 (Metallurgical Extractive)	A	600~800	MS	MS	MS	MS	MS	1.4-1.8		
土木設計技師 (Civil Engineering draughtsman)	7	7,500~8,000	MS	MS	MS	MS	MS	15-20	5ヶ年間の経験が認められることが望ましい。	
電気設計技師 (Electrical Engineering draughtsman)	7	2,500~3,500	MS	MS	MS	MS	MS	15-20		
電子設計技師 (Electronic Engineering draughtsman)	7	1,500~2,500	MS	MS	MS	MS	MS	15-20		
機械設計技師 (Mechanical Engineering draughtsman)	7	3,000~4,000	MS	MS	MS	MS	MS	15-20		
コンピュータ・プログラマー (C.P.P. Programmer)	A	1,400~1,700	MS	MS	MS	MS	MS	15-20		
シェフ/コック (Chef/Cook)	A-7	1,000~1,400	MS	MS	MS	MS	MS	20+	3~5年の業務経験が必要である。	
機械工(熟練者) (Metal Mechanic-skilled)	7	12,000~15,000	MS	MS	MS	MS	MS	15-20	業務経験の積出 (MINUMASでは、業務の無期間で雇用資格があれば1ヶ月前より承認される) 至極困難	
機械工(熟練者) (Machine-Tool Setter Skilled)	7	9,000~10,000	MS	MS	MS	MS	MS	12-15	設備整備環境が必要	
溶接工 (Welder Skilled)	B-7	15,000~20,000	S	MS	MS	MS	MS	12-18		
ボイラー (Boiler Maker)	7	20,000~25,000	S	MS	MS	MS	MS	10.5		
機械設計技師 (Machinery fitter)	7	5,750~6,250	MS	S	MS	S	MS	10.5		
コンピュータオペレーター (Computer operator)	B	600~750	B	A	B	B	B	12-16	3~5年間の業務経験が必要	
システムアナリスト (System analyst Programmer)	7-H	17,500~19,000	S	MS	MS	MS	MS	15-20	5年間の	
コンピュータ技術者 (Computer technician)	7	2,400~3,500	A	B	A	B	B	15-20	3~5年間の業務経験が必要	

(2) (1) S.V.P. : Specific Vocational Preparation (その職業に精通に仕得がであるのに必要な、情報、技術、職業技能などを修得するのに必要な期間)
 A : 1年以上2年以下 7 : 2年以上5年以下 8 : 4年以上10年以下
 (3) NSW : ニューサウス・ウェールズ州 ACT : ホンバレー Vic : ビクトリア州 Qld : クィーンズランド SA : 南オーストラリア州
 NT : 北領土 WA : 西オーストラリア州 TAS : タスマニア州
 B : Balance 均等 MS : Minor Shortage やや不足 S : Shortage 不足
 (3) TERRA : Trade/Regulation Act : 技能労働者の雇用に際する法に定められた職業

6 オーストラリア国外で得た資格の認定

オーストラリアは、専門、技術分野、技能分野の職につく場合、日本と同様に資格が必要である。しかし、日本の資格そのままに職につけるといえることはない。この場合は一定の審査を経て資格が認定されなければならない。ここではオーストラリアの資格認定制度について述べておく。

(1) 専門、技術等の資格認定

オーストラリア国外で取得された専門、技術等の資格認定のため審査を主に行っているのは、海外資格認定委員会 (CORQ: Committee on Overseas Professional Qualification) である。この委員会は分野により15のパネルから成っている。パネルは、有識者によって構成されており、それぞれの分野での海外の資格とオーストラリアのものとを比較検討を行うための調査も行っている。CORQ は14の分野について、資格認定のための小冊子を発行している。この小冊子によると資格認定の概要は別表の通りである。

種 類	資格認定要件	日本との関連
建 築 (Architecture Planning)	資格が自動的に認められる各国の大学のリストがある。このリストにない大学を卒業した者については、審査を受ける必要がある。	東大、早稲田大学建築学科はリストにある。
会 計 (Accountancy)	資格が自動的に認められる各国の会計士の協会のリストがある。リストにない場合は審査を受ける必要がある。	日本の会計士協会のリストはない。
足 病 学 (Podiatry)	資格が自動的に認められる各国の大学のリストにない場合は審査を受ける必要がある。	日本の大学はリストにない。
司 書 (Librarianship)	イギリス、アメリカの司書協会の会員は自動的に資格は認められる。また、資格が認められる大学のリストがある。	日本の大学はリストにない。
栄 養 学 (Dietetics)	CORQ栄養学パネルが英語によって、択一テスト、口頭試問筆記試験を実施、一定水準以上のスコアが必要。	同 左
薬 学	10年以上の経験が必要、自動的に資格が認められる大学のリストがある。	日本の大学のリストはない。
医 師	試験がある。	
歯 科 医 (Dentistry)	資格が即ぐに認定される大学のリストがある。リストにない場合は試験を受ける必要がある。	日本の大学はリストにない。

獣 医 (Veterinary)	資格が自動的に認められる大学のリストがある。これは、州ごとにより、資格を持っていても州によっては、このリストにのっていない大学卒者は資格を認めない。(1974の冊子)	日本の大学はリストにない。
言語障害治療 (Speech therapy)	資格が自動的に認められる大学のリストがある、これにのっていない大学の卒業者は大学の課程、内容の提出が必要。	日本の大学はリストにない。職業上非英語国者は難しい。
化 学 (Chemistry)	資格が自動的に認められる大学のリストがある、その他の者は審査がある。	日本の大学のリストは ない。

これでも明らかな通り、オーストラリアでは、日本の資格が、自動的に認められるケースは非常に少ない。これは、日本の資格が認められないということではなく、申請者の個々についてケース・バイ・ケースで審査される。自動的に資格が認められるのは、英連邦の国々及びヨーロッパの国々が多い。

日本の資格が自動的に認定されないのは、オーストラリアが、日本を過少評価しているというのではなく、日本からの移住者が年間数十名と少ないため、COPQによる調査が進んでいないためである。今後移住者が増え、その真価が認められるようになれば、自動的に資格認定の途が開けるものと思われる。また、あわせてオーストラリア側にも、日本の調査をすることを働きかけていくことも必要であろう。

なお、オーストラリアで需要の高い専門職は次の通りである。胸部専門医、歯科医、歯列矯正医、看護婦、作業療法士、視力検定士、有程指圧治療士、設計製図技士(電気、電子)電子技士、コンピューター技師、システムアナリスト、鉱山監督者、保険計理人等である。

(2) 技能労働者の資格認定

技能労働者の資格認定は、技能労働者の権利を震する法(Tradesmen's Right Regulation Act)にもとづいて設定された委員会によってなされる。委員会は、この法律に定められている職種—機械、(Engineering trades)、製缶(Boiler making trades)、鍛冶(Blacksmithing trades)電気(Electrical trade)板金(Sheet metal trade)製靴(Boot trade)—ごとにあつて、労働組合の代表2名、使用者側代表2名、及び政府代表1名(議長)によって構成されており、連邦レベルでは中央委員会が、州レベルでは地方委員会がある。

中央委員会は、オーストラリア人及び移住者の技能資格を認定すべしとする条件を決める他、様々な問題に関する政策をこの法にもとづき決定する責任を持っている。

地方委員会は技能労働者資格申請の認可決定を行う。

この法律はもともと技能労働者を守るために1946年に制定されたものであるが、数次に亘る改正の結果最初の性格から大きく変わったものとなっている。特に、移住者関連では、1952年の改正が重要なものであった。これは、オーストラリア国外で、その国の法例及び慣例に則り熟練技能者としての資格を有している移住申請者には一定の審査のもとに、オーストラリアでの技能者の資格を認めるというものであった。以来、委員会は移住者の技能資格認定に膨大な作業を費やしてきている。なかんづく中央委員会は海外の資格認定のために32カ国に調査団を派遣し、技能資格認定基準を作成して来た。

日本には、1978年に調査団を派遣し日本の技能レベル、教調制度等を調査している。

技能資格認定基準が作成されている国にあっては、その国をカバーするテクニカル・アドバイザー (Technical Adviser) がいて (日本の場合は Hong kong にいる) 移住申請者との技術面接等によって熟練作業を為し得るかどうかの裁定を行っている。

移住希望者が技能工として資格が認知される過程は概ね次のとおりである。

移住希望者は、オーストラリア大使館を通じ、テクニカル・アドバイザーに技能訓練及び雇用関係の書類を提出する。

テクニカル・アドバイザーは、この書類及びインタビュー等により申請者の技能を審査する。

テクニカル・アドバイザーは、申請者の技能が基準に適合しており、かつ、移民省によって入国が受け入れられるならば、オーストラリアで技能工として認知し得る旨の書状を交付する。同時にテクニカル・アドバイザーは中央委員会に許可報告を送付する。

移住者はオーストラリアへ到着後、居住する州の地方委員会に移住者が審査のためテクニカル・アドバイザーに提出したオリジナルの書類とテクニカル・アドバイザーから受け取った書状を提出する。

この手続終了後、地方技能委員会は公式に技能資格認定証を交付する。

この資格を持った移住者は、技能工として働くことができる。

労力者の権利に関する法律で定めている職業は次の様になっている。

機械: 組立工 (fitter) 旋盤工 (turner) 鋳型工 (Pattern maker) 機械工 (first class, second class machinist) 溶接工 (first class welder) 銅鋳合金工 (Coppersmith) 工具据付工 (toolsetter) 科学工具製作工 (Scientific instrument maker) タービン据付工 (Fitter turbine blade) メーカー (maker) 錠前工 (Locksmith) 保安用具製作工 (Safemaker) 尺作り工 (Scalemaker) とぎ師 (Whetstone grinder and glazer) 冷蔵庫技師 (Refrigeration mechanic or Serviceman) バイク技師 (Motor cycle mechanic) モーター技師 (Motor mechanic) モーター調律師 (motor tuner) カギ設置工 (key-setting machinist) 電気メッキ工 (Elect-

oplater) 組立工エンジン飛行機 (Assembler Engine) 整備工(ワ)(Checker) 試験官
(飛行機) (Examirer) 調査官(ワ)(Inspector) シグ製作工 (Jigmaker) 型板製作工
(Tomplale maker)

製缶: アングル鉄鍛冶 (Angle-iron smith) 製缶工建築鋼材 (Boilermaker Stru-
ctual trademan) 製缶鍛冶 (Boilersmith) ポータブル機械使用の工夫 (Driller-
using portable machines) 金属板設置工 (Plate setter and frame bender)
溶接工 (Welder first class)

鍛冶: 鍛冶工 (forger) 工具鍛冶工 (Toolsmith) アングル鉄鍛冶 (Angle iron
smith) 熱処理工 (Heat treater) 焼き入れ工 (Annealer case hardener and
onrealer and case hardener) 真ちゆう鍛冶工 (Brss smith) 溶接工 (First
class welder)

電気: 電気設置工 (Electrical Fitter armature winder and electrical
fitter and armature winder) 電気機械 (Electrical mechanic) 冷蔵庫機械工・
サービスマン (Refrigeration mechanic or serviceman) シフト電気工 (Shift
electrician) 航空電気工 (Aircraft electrician) 航空機械工 (Aircraft mecha-
nic) 試験官 (Examiaer) 調査官 (Inspector)

板金: 板金工 (Sheetmetal worker first class) 溶接工 (First class welder)

製靴: 型紙工 (Pattern cutter) デザイナー (Designer) 植字工 (Clicker) 材料切
断工 (Stuff cutter) 製作工 (Maker) 仕上げ工 (finrsher)

家族移民
必要案件の概要

移民区分	スポンサーによる居住保証期間	奨助保証が求められるかその期間	標準的奨助、全面的奨助 *1	就取内定	経済/職業審査	定着審査
配偶者	必要なし	必要なし	標準的奨助	必要なし	必要なし	必要な場合がある
同一家族の結婚していない子供	"	"	"	"	"	"
18才以下の海外からの養子縁組	"	養子となっていない場合は18才になるまで必要。	"	"	"	"
18才以下の孤児で未婚の親族	"	18才になるまで必要。	"	"	"	"
特定の人が必要とする親族	"	結婚式が行なわれるまで必要	"	"	"	"
婚約者	"	結婚式が行なわれるまで必要	"	"	"	"
退職年令に達している両親	2年間	10年間	"	"	"	"
労働可能年令の両親	2年間		"	"	"	"
非独養子供	2年間	必要なし。	スポンサーは標準的奨助か全面的奨助かを選択	申請者の職種が必要通判、やや通判の場合必要	必要	必要
非独養兄弟姉妹	2年間	必要なし	"	"	"	"

*1. 標準的奨助とは、親せきの移民者がオーストラリアに定住するに当って、一般的に助言を与えることと移民者がオーストラリアに到着した時の生活を確保することを、スポンサーが合意していること。

全面的奨助とは、標準的奨助の内容に加え、住居を提供し、経済的奨助を行うことをスポンサーが合意していること、この期間は移民者が到着後12ヶ月間である。

非 授 助 移 住
必 要 条 件 の 概 要

2. 労働力不足・企業移住

移住者区分	就 職 内 定	経 済 / 職 業 等 査	定 着 審 査
需要のある職種	必要なし	必要	必要
雇用指名	雇用指名が必要	"	"
企業移住	必要なし	"	"
自営業	"	"	"

3. 独立移住

独立移住	必要なし	必要	必要
------	------	----	----

4. 難民、人道的プログラム

別に必要条件が定められている。

5. 特別滞在

トランス・クスマン合衆	コミュニティ・パスポート所有者はVisaは要求されない。		
自己援助	必要なし	必要なし	必要
創意的、スポーツの才能がある人	必要なし	必要なし	必要

6 労働事情

(1) 労働市場の概況

オーストラリアの生産年齢人口(15才以上)は1,107万人労働力人口は676万4千人である。(81年7月)このうち、就業者は638万9千人完全失業者は37万5千人で、完全失業率は5.5%である。81年の完全失業率は前年に比べ若干好転しているが、ここ2~3年が景気動向の正念場であると言われる。年齢別に見れば15~19才の若年層が異常に高い。移住労働者の失業率は下表に見られるように高く若年層についてもオーストラリアの完全失業率同様顕著である。

年齢別、出生地別完全失業率 (%)

	男子		女子		男女計	
	オーストラリア人	移住者	オーストラリア人	移住者	オーストラリア人	移住者
15~19才	14.4	20.4	16.5	23.1	15.4	21.7
20~24才	6.8	10.4	8.2	11.8	7.4	11.0
25~34才	3.1	4.5	6.1	8.3	4.2	5.8
35才以上	2.1	3.3	2.8	4.8	2.3	3.8

出所 Australia Bureau of Statistics

1981年10月現在

若年層の失業率が高い原因は複雑であるが、大体次の3点が考えられる。

- ① 従来新規学卒者を吸収してきた製造業が低滞し、同時に資本集約化する傾向にある。
- ② 女子労働者の増加により若年層労働力の需要が低下した。
- ③ 熟練を前提とした技術者及び技能工等のいわゆる熟練労働力を不足しているに拘わらず、若年層は、これらの職種を敬遠する傾向にある。

移住者の若年層については、これによって、労働市場からはじき出されたためと思われる。

次に職業別の失業者数を見たのが次の表である。

工場労働者及びサービス労働者の失業率が高い。

資料は79年ではあるが、オーストラリアの失業率はカナダとフランスの間で6.2%である。最近、カナダは失業率が高いということの一つの理由として移住者の受け入れ制限を行っている。同様にオーストラリアについても、失業率だけを見れば、決して低い数字ではなく、今後の推移によっては、移住者受け入れに影響が出ないとは断言できないだろう。

職種別完全失業者数と失業率

	失業者数	失業率
専門職・技術職	11.5千人	1.3%
管理職・重役	6.0	1.6
事務職	26.9	2.5
セールスマン	23.7	4.0
農林水産職	13.1	2.9
運輸通信職	10.0	2.9
工業労働者	95.1	4.8
サービス職	28.3	4.6

1979年11月現在 フルタイム労働者
失業率を先進諸国と比較すると下表の通りである。

主要先進国の完全失業率

(%)

	英	米	日	加	西独	仏	豪
1964~73年	3.1	4.4	1.2	4.9	0.7	2.2	1.8
1979年	5.7	5.6	2.1	7.5	3.1	5.9	6.2

職業別就業者構成数を概観してみると、最も多いのは製造業労働者、ついで事務職となっている。

職業別就業者構成

	就業者数千人	
	総数	女性
専門・技術職	847.8	(371.3)
管理職・重役	421.2	(57.3)
事務職	1,048.2	(719.4)
セールスマン	572.1	(309.9)
農林水産職	426.6	(84.6)
職 夫	32.8	(-)
運輸・通信	334.7	(15.1)
製造業労働者	1,868.5	(248.5)
サービス・レジャー職	589.4	(364.6)
	6,150.6	(2,219.4)

1979年11月現在 ※78年11月現在

出所 Australia Bureau of Stastics

最後に産業別に見た労働不足の状況は次の通りである。下表に見られるように金属、機械及び公共サービス等が多く電気、ガス、水道や運輸、通信、倉庫等は少ない。

職業別職務欠員（労働力不足）

	人 数 千人
製 造 業	
金属・機械・設備	9.9
輸送機器	1.7
その他製造業	4.2
その他の産業	
鉱業	1.8
電気・ガス・水道	1.2
卸・小売	5.4
運輸・倉庫・通信	1.1
公共サービス	9.7
その他	6.6

1981年5月

(2) 主な労働条件

① 賃 金

賃金は基本的な賃金としての「総賃金」と、オーバー・アワード（別名「賃金ドリフト」）からなっている。総賃金は調停裁定によって定められ、各職種における最低基準であって最低賃金（ミニマム・ウェイジ）と呼ばれている。オーバー・アワードは労働組合が私的に使用者や使用者団体との交渉で得る裁定外の上積み部分である。1981年6月現在の最低賃金は別表の通りである。

1975年から実施されていた、物価上昇にスライドして賃金を決定する賃金インデクセーションの制度は1981年に廃止された。

男女間の賃金格差は1972年の男女平等法の制定以来減少しており、現在では、女性 は男性の90%となっている。

成人と未成年間の賃金格差は、徐々に縮小してきているが、未成年は成人の60%程度 となっている。

資格を有する技術者、技能工は転職した場合であっても、裁定所定の賃金を勤務当初か ら受け取ることができる。

最近の賃金上昇率は1980年で13.8%で物価上昇率9.2%を上回っている。

② 超過勤務

超過勤務の場合の割増率は通常50%であり長期間の残業及び深夜業並びに休日勤務に

業種別の週平均最低賃金

	最低賃金(A\$)
製造業	236.98
エンジニアリング金属	192.33
繊維・製靴	185.92
飲食・タバコ	195.75
製材・家具等	190.59
紙・印刷等	200.99
その他製造	193.86
製造業計	192.97
建設業	215.90
鉄道業	182.34
陸空運輸	198.76
海運・仲士	239.32
通借・情報	232.06
卸・小売	200.29
官公庁・サービス業	201.74
レジャー・ホテル等	184.54
全産業計	200.68

出所 Australia Bureau of Statistics

有給休暇とは別に通常年6日の病気休暇(有給)が支給される。勤続15年以上の者に対して、13週間の長期勤続有給休暇が与えられる場合が多い。

平均週当り労働時間

(常用、男子非管理職)

	所定内労働条件	所定外労働条件
1976	38 ⁷ 時間/週	25 ⁷ 時間/週
77	38.7	2.5
78	38.5	2.3
79	38.7	2.6
80	38.7	2.6

については通常の割増に加えて各種の割増率が設定されている。

(通常最初の3時間を超える部分の10割増)

③ 労働時間

裁定では週40時間以内と定めている。しかし、ホワイト・カラーの大多数は週36.5時間、公務員等は週37.5時間となっており、石炭、港湾、石油関連、電力等で週35時間または、37.5時間労働となっている。

実際の労働時間は残業を含めて41.3時間となっている。

労働時間に関して各州労働法によりホテル等を除いて、事務所、工場、商店の営業時間の規制が行なわれている。

オーストラリアは世界に先がけて(1856年4月21日)1日8時間労働制を施行しただけあって、他諸国に比較すると最も労働時間が短い国の一つである。

④ 有給休暇

通常勤続初年から年間4週間が支給される。また、この間賃金17.5%が割増して支給される。

⑤ 安全衛生

州法及び裁定で規定しており、労災保障制度は各州毎に民間の保険会社を通ずるなどして運営されている。

⑥ 定年退職制度

公務員については、法定されている。民間労働者には類似の「早期退職計画」(定年制と企業年金のセットになったもの)が行なわれている。

標準労働時間の国別比較

国名	時間	国名	時間
フランス	40	ニュージーランド	40
西独	40	日本	41.9
イタリア	40	香港	48
イギリス	40	フィリピン	48
アメリカ合衆国	40	韓国	44
ブラジル	48	マレーシア	48

しているところから1週間前の予告により行なわれる。また、不況の際には、スタンド・ダウン(レイ・オフ)が行なわれる。

(3) 熟練労働力不足

オーストラリアの熟練労働者の給源は3つある。① 見習工の昇格 ② 熟練工に免給される免許 ③ 移住者の熟練工がこれである。近年、この熟練工、ないし技能工不足が深刻な問題となっている。この原因は2つのことが考えられる。第1に現在の熟練工の大半は第2次大戦直後訓練を終えた人々で、そろそろ定年に達して労働市場から離脱しつつある。

(1946年制定の熟練労働に対する権利に関する法律=TRRAに基づく労働者②に当る)。第2に産業界が労働市場から去り行く熟練工の数に対応し得るだけの見習工を採用していないことにある。

オーストラリアは1971年-1975年の間に約15万人の熟練工を失い、この様な熟練工の離脱傾向は毎年続いている。

他方、最近の資源ブームの到来による技能者、技術者の大巾な不足が、これに迫車をかけることになるであろうと予想されてる。

熟練工の給源

	見習工の昇格	移住者の熟練工	オーストラリアの熟練工の免許取得
1970/71	21,949	11,389	1,294
1974/75	28,010	5,955	1,561
1978/79	30,632	6,025*	1,049

* 79/80データ

(企業年金の普及率は24%)。

公務員については公務員年金の支給が行なわれている。

企業合理化により早期退職を余儀なくされた者には退職割増が行なわれる例が多い。

① 解雇

賃金の支給期間が1週間を単位と

移住者熟練工の内訳 (79-80)

	人
技能者の権利に関する法律の職種 ^{*1}	2,662
その他金属・電機の熟練職種	564
建設	1,075
林業	192
食品	657
製材	337
印刷	203
鉱業	28
その他の職種	307
計	6,025

* Tradesmen's Right Regulation Act, 1946年に基づく

職種： 機械・電気 製缶 板金 鍛冶 及び製靴

今後花形産業と言われる金属、電気、建設等の産業で各々年4,000人、2,000人、1,000人の熟練工が必要とされている。

こういった点から、失業率が高いといった問題もあるが、移住者による熟練工の補充は、当然続くものと思われる。

(4) 労使関係

オーストラリアはその歴史的経緯から、各州の政府が州憲法に基づき各州内の労使関係に対して独自の権限を持っている。一方連邦政府は連邦憲法に基づき「一州の範囲を越える労使紛争の予防と解決のための調停仲裁のみの権限」を持っているにすぎない。

① 行政機関

連邦の行政機関として労使関係省、労使関係局、雇用青年省の他独立委員として連邦調停仲裁委員会がある。労使関係省は全豪的問題及び連邦の裁定に関する諸問題を取り扱う。

労使関係局は調停仲裁法及び職業訓練対策並びに連邦職業紹介所(CES)の運営を行っている。

一方州の行政機関は、州毎にその名称、権限の内容がまちまちであるが、通常州内での労使関係全般及び州の裁定に係る諸問題を取り扱い職業訓練校の運営、労災補償制度及び労働安全制度の運営を行なっている。

② 労働組合

オーストラリアの労働組合は、職能別組織で1つの企業に複数の労働組合がある。組合員数は281万人、組合数279団体組織率55%。全国組織として全豪労働組合評議会

(ACTU)等4組織がある。ACTUは全国レベルの賃金、労働条件等の労働問題についての基本方針の策定及びその実行段階での調整労働争議における労働組合側の立場の表明及びその調整等を行う。

個々の労働組合は、連邦本部及び各州支部により構成され、本部は全国的問題を取り扱い、支部は州内の問題を取り扱い、多くの組合で連邦の裁定に係る組合員と、州の裁定に係る組合員を抱えていることもあり、州支部の独立性は高い。

例外として、石炭、金属は産別組合である。

③ 使用者団体

民間の使用者の全国組織として豪産業同盟(CAI)があり、労使関係及び通商の貿易問題を取り扱っている。全国使用者労使関係評議会(NEIC)は労使関係を専任している。NEICは加盟各使用者の調整及び全国的レベルで使用者を代表している。また使用者を代表して調停仲裁委員会を申立を行っている。

各州レベル商工会議所または使用者連盟があり、労働問題を取り扱っており、情報を提供、コンサルタント等の業務を行っている。

④ 調停仲裁制度

主な労働条件の項でも述べたが、オーストラリアでは、労働条件は個別の労働交渉ではなく、裁定によって定められる。この裁定は調停仲裁委員会より労使に与えられる。

調停仲裁委員会は委員長、副委員長、及び委員より構成されている。争議の調停等日常業務は、各担当分野毎に複数(副委員長を含む)によりパネルを形成する。このほか、上訴及び重要問題(最低賃金基準労働時間、有給休暇等)は、フルベンチ(副委員長2名及び委員1名)で取り扱っている。

裁定は広範多岐に亘っており、対象となる当事者、賃金、労働時間、残業割増率、休憩時間、シフト・ワーク、労働安全・衛生、就業制限、有給休暇、パート・タイマー、徒弟制度、退職、宿舍、争議の処理等雇用から発生する事項について網羅している。

当事者の一方が他方に対して諸要求を行い他方がこれが拒絶することによって、案件は調停仲裁委員会に付される。この場合当該拒否した当事者も強制的に調停させられることになる。パネルが裁定を行い、当事者がこれを受け入れれば、裁定はこれで終了となるが、裁定が公益に反すると労使関係大臣または、当事者の一方が考える場合、案件はフル・ベンチに付される。

裁定は、強制力を持ち、実行されない場合は、連邦裁判所労働法廷に提訴し得る。

当事者間の交渉により労働条件の改訂に予め合意し、これを調停仲裁委員会による裁定の内容として承認してもらい合意裁定の方法もある。

7 教育事情

過去30年間の移住者受入れによって、オーストラリアは、単一文化の英語国から多文化社会に移行した。英語は依然オーストラリアの日常語であるが、移住者をもたらした世界中の言語が今日、その文化的特質の一部となっている。政府は英語の話せない移住者に対する英語教育に力を入れているが、同時に、移住者に対し自分たちの言語を保持するよう奨励している。

学校では英語の話せない人は、英語の特別授業や特別クラスで授業が受けられる。中には母国語の言語や文化に接するため、通常の就学時間外に母国の言語や文化を教える民族学校に通っている児童もいる。たいていの学校には、いくつかの異なる民族的背景をもつ児童がいるが、大都市では児童の出身国が40カ国以上にわたっている。すべての児童が特別の多文化プログラムを通じて、クラスメートの多様な言語や文化を学んでいる。

(1) 教育制度

州および連邦政府の教育制度は就学前教育、小学校、中等学校（もしくは高等学校）、工業学校、専門学校、高等専門学校、総合大学に分れていて、6才から15才（タスマニア州では16才）までの児童に対し義務教育が施されている。児童のうち75%が政府の公立学校に就学しているが、残りは宗教団体による私立や独立経営の学校に通っている。学年は1月末か2月初めに始まり、12月に終る。大学その他の高等教育機関は一般に3月に始まり11月に終る。

就学前教育 3～5才の児童対象、週3～4日、1日2～3時間。

小学校 6才から義務教育になっていて6～7年間。公立学校への入学は待たされることはないが、私立学校では数年前から手続きを必要とする場合もある。

中等教育 5～6年間、15才（タスマニア州では16才）までは義務教育。多目的の高等学校と工業学校または専門学校がある。公立学校では移住者の子弟に対し、遅滞なく入学を許可しているが、私立学校の場合、入学まで長く待たされることもある。

高等教育 オーストラリアの大学は専門職への就職、研究員、大学院進学などを目的とする多様なコースがある。高等専門学校では資格や学位をとれるが、職業に重点がおかれていて、教育大学、美術工芸専門学校、音楽専門学校、農業専門学校などがある。

(2) 教育費等

公立の小学校、中等学校、高等教育機関では、授業料は不要であるが、就学前教育、私立の小学校、中等学校は費用がかかる。中等、高等教育の学生には奨学金の制度がある。

移住者は、オーストラリアに渡航する際、これまで入学していた学校の証明書、報告書、

推薦状などを携行すれば、入学手続上有益である。

8 保健、福祉事情

(1) 健康医療カード

移住者はオーストラリア到着後6カ月間、健康医療カード(Health care card)により公立病院で無料で診療(入院を含む)が受けられる。このカードは入国前に在外公館で入国許可と同時に交付されるのが通例であるが、入国後最寄りの社会保障省の事務所に申請すればよい。このカードは本人と後扶養者の医療費のほとんどをカバーしているが、小額の支払いを必要とする場合もある。ただし私立病院では、このカードは適用しない。

(2) 健康保険

最初の6カ月が経過すれば、健康保険に加入できるが、これには多くの種類があって、その仕組み、給付水準に差がある。政府認定医療費の85%をカバーする基本的な健康保険、医療費の全額および私立病院の療養費が補償されるもの、歯科診療や眼科物理療法等特別の療養費を対象とするものなどがあるが、給付の程度、内容によって保険料に差がある。どの保険に加入するかは本人が決める問題であるが、各種の健康保険をよく調べて最適のものを選ぶことである。

(3) 社会保障

社会保障制度としては、老令年金、障害年金、寡婦年金、育児手当、家族手当、孤児年金、身体障害児手当、失業手当、特別手当などがあり、一時的ないし永続的に自活できない人びとを対象としている。社会保障を受けるに当たっては、「所得審査」により受給者の所得に応じて支給額が査定されるものがある。受給者になるためには一般的に、オーストラリアに一定期間居住していることが必要である。

失業手当とこれに類似した手当は、入国後仕事を見つけることができない移住者や難民にも支給される。

(4) その他の福祉サービス

オーストラリアには、このほかにも広範な社会福祉相談サービスが行われている。そのほとんどは連邦政府や州政府から援助を受けている民間ボランティア団体によるもので、家族計画や一般福祉、雇用問題、法律相談などについて援助やアドバイスをしている。

(5) 移住者サービス

社会保障省の本省や各州の移民サービス部では、移住者や難民に対するサービスを監視したり、見直しを行ったり、民族グループやボランティア・グループと連絡を保ちながら、移住者の特別なニーズに対応するサービスを行っている。

9 日本人移住者の現状

外務省統計(昭和56年10月現在)によればオーストラリア在留日系人は、永住者751人、日系人676人計1,427人である。第2次大戦後日本人移住の草分けとなった戦争花嫁といわれる人たちは5~600人といわれる。

今回調査の途次メルボルン、パース、シドニー、ブリスベーンの各地で、それぞれ数名の日本人移住者と懇談した。合計20名足らずで、これをもって日本人移住者全体を推しはかることはできないが、職種、経歴等さまざまで、移住者の状況の一端にふれることができた。ただ移住者との面談は、多忙なスケジュールの中で夕刻の一時懇談するという形であったので、移住者の状況を十分把握する暇がなかったが、その場で開陳された現地事情、意見等につき、地域毎に列記する。

(メルボルン)

出席者： 林 謙 (養護学校教師、在豪7年) 和田守生 (豪州ニッサン技術者、在豪5年) 福島 清 (電気機器修理、在豪5年) 吉田秀満 (繊維技術者、在豪7カ月) 伊東 薫 (自動車整備工、2週前豪) 谷中 澄 (カンタス航空営業、在豪13年)

- 日本の資格切り換えに問題がある。プロフェッショナルな資格については、英連邦圏は問題ないようであるが、その他の場合同業者ギルドは排他的で、切り換えは難しい。エンジニアの資格取得には日本の公式の証明者が必要である。印刷技術者の場合、日本の印刷労働組合の委員長の推薦状を要求されたことがある。養護学校教師の場合、教育長の推薦状、大学の卒業証明書が必要といわれた。
- 資格切り換えについては、オーストラリアと日本では制度が違うので、オーストラリア社会で認めてもらえるように、移住第一世代が努力して道を開いてゆく必要がある。日頃の努力の積み重ねが必要であるが、日豪政府間でも、この問題を取上げて解決して欲しい。
- 調理師は有望で、メルボルンのヒルトン・ホテルあたりでも日本人コックを求めている。日本人は勤勉と有能さを買われている。
- 自動車整備工で2週間前に到着したが、英語があまり話せなくても移住ビザをもらった。現在週130\$の手当をもらって英語コースに通っている。
- オーストラリアでは日本人は尊敬されていて、日本人と解ったら態度が変わる。これまで口惜しい思いをしたことがない。日本人は家をきれいに使うという評判で、日本人に家を貸したがる。
- オーストラリアの良い点は、例えば日本の駅のアナウンスのようなものがなく、放っておいてくれることである。ただし頼めばよくやってくれる。生活をエンジョイしていてとくに不満はない。
- 新来の移住者やワーキング・ホリディの若者は先輩の移住者を頼ってくるが、現在日本人

移住者の組織がない。このような組織があれば移住者の情報交換や相互扶助に役立つものと思われる。近く「日本人移住者友の会」のようなものを作ることにした。

(パース)

出席者： 賀陽敬其 (空手師範、在豪9年) 田中康夫 (鉱山会社コンピューター技術者、在豪1年) 西田洋 (日本食品店自営、在豪2年)

- 有望職種はコンピューター技術者、金属、電気、鉱山関係エンジニア、地質学者等。日本のような年功序列はないから、低賃金からスタートするのではなく、最初から高給の地位につくべきである。企業移住は歓迎されている。パースには停年後移住した日本人が1人いる。
- パースはレストラン過剰で料金も上げられない状況である。イタリア人、ギリシャ人、中国人にとって手軽な商売はレストラン業である。
- パースには日本人移住者が2~30人いるが、日本人会で顔を合わせる程度である。当地日本人会は駐在員と移住者が一緒に日本人会に入っているが、四つ位のグループ(駐在員、一般移住者、花嫁移住者、その他一学者、留学生等)に分けられる。戦争花嫁といわれる人たちは6~70人いて幸福に暮している。
- 白豪主義はなくなったといわれるが、アングロサクソン系の人には依然差別感が強く、老人、とくに女性ほど強い。

(シドニー)

出席者： 後藤康男 (カメラ修理店自営、在豪16年) 大矢至誠夫妻 (OTCシステム・アナリスト、在豪2年) 木村準次郎夫妻 (フッコム・オーストラリア・コンピューター技術者、在豪3年)

- カメラ修理業は好調である。日本から技術者を呼び寄せようと手続きしたが反応はなかった。
- コンピューター技術者はオーストラリアで需要が高いが、英語は不可欠である。以前語学力不足のため就職1週間目に蹴首された日本人がいた。
- 昨年シドニー郊外に住宅を購入した。住宅ローンの利率が11.5%、12.5%、13.5%、(民間18%)と上ってきて、生活は楽ではないが、日本よりも良い。
- 移住者教育センターで10週間英語教育を受けたが、その間週50\$の手当をもらった。
- シドニーの日本人移住者はまとまりがない。その点中国人は団結が強い。

(ブリスベーン)

出席者： 橋川次郎 (クイーンズランド大学動物生態学教授、在豪21年) 小林軍次郎 (牛胚移植専門家、在豪8年) チェンバレン富士子 (クイーンズランド大学日本語学部助教授、在豪11年) 佐野 彰夫人 (夫君は水産コンサルタント、在豪14年)

- 日本の獣医資格はオーストラリアで認められない。クイーンズランド大学の大学院に通って

いるが学費は年1000\$ (外国人留学生は2,000\$)と安い。オーストラリア人の獣医5人雇っているが仕事はきちんとやる。プライドが高い。

- 日本人にとって言葉と習慣の違いが問題であるが、解らなければ聞くこと、自分を売り込むことが大切だ。
- 日本人は一般に「働らきすぎ」といわれるが、オーストラリア社会に悪影響を与えないよう気をつけなければならない。最近の対日観は憧れから批判に変わりつつある。
- クインズランド大学日本語学部には、日本語教師6人、生徒が300人いる。州内26の高校に日本語クラスがあるが、日本語教師はオーストラリア人に替りつつある。オーストラリアは平等すぎる社会で、日本語の敬語の使い方に迷うようである。
- 日本との関係は、経済が先行しているが、最近日本文化がかなり入ってきている。しかし経済面では、アメリカの影響が大きく為替相場などに反映されている。
- オーストラリア動物学会長を3年ほどやったことがあるが、オーストラリア人には名誉職の観念がなく、名誉職に就きたがらないし、なりてがない。オーストラリア人の生活は休職中心である。マネージャーなど上になる程仕事が増える。下の人ほど楽だ。
- 当地日本人会は総数150人位で、移住者と駐在員(16社50人位)で構成されている。

10 日系企業、関連団体等から得た情報

今回調査の途次トヨタ(メルボルン)、松下電器(シドニー)、日商岩井(シドニー)などの進出企業、シドニー、パースのJETRO事務所を訪問して関係者から事情を聴取すると共に、在シドニー報道記者(NHK、朝日、読売、日経、時事通信、共同通信)やワーキングホリディ渡航者とも面談した。その間得た情報で参考となると思われるものを列記する。

- オーストラリアは最近羊毛、鉄産物等輸出不振である。ドル高も一因であるが、ドル安になればインフレのおそれがある。

オーストラリアは製造業が弱く、生産物は国内消費材に限られていて輸出用製造業がない。一応何でも作っているが、企業は弱体で国内産業保護政策に頼っている。自動車の輸入関税は57.5%。テレビ部品は約70%を日本から輸入しているが輸入関税35%である。

洗濯機、冷蔵庫は日本に比べて高いが、テレビだけは安い。

西豪州ではシーブ・スキンなどの日系企業があるが、農産物の中間加工は企業移住として進出可能と思われる。

- トヨタでは生産部門で約1,200人(約50カ国)を雇っているが、英語ができないため意志疎通に問題がある。民族間のいがみ合いがあるので国別に人数が偏らないようにしている(主な労働者はベトナム人14.54%、ユーゴスラビア人11.92%、ギリシャ人8.69%、オーストラリア人6.14%)。

オーストラリア産の自動車は高価であるが、その原因は小規模非能率、部品欠品、高い輸入関税等である。

- 松下電器の労働者137名の平均賃金は月額961\$ (24万円) 初任給週216\$である (1\$約250円)
- 日系進出企業の場合、マネージャーや高級技術者数名が日本の本社から派遣されていて、その他の幹部、一般労働者は現地採用であるが、日本人移住者が採用されるケースは極めて稀である。進出企業の場合必要な幹部は、日本から派遣する建前で、現地で日本人移住者を採用することは考えられないという。日本からの出向者は長4年、その他2年のビザで派遣されている。
- オーストラリアは休日をエンジョイするために働いている程がある。非能率でストが多い (気温35℃になれば取場放棄もある)。最近保守的でストが少ないクィンズランド州に移転する企業が増えている。スト反対のデモ行進があったりして、労働組合の意図もいづらか変わりつつある。ベトナム難民は勤勉で技術習得も早い。
- オーストラリアは働けば食える国であるが、失業保険でも食える国である。失業率が高い (6~7%) のは失業保険金が高いのもその一因で移住者の責任ではない。税金は3割と高い。
- オーストラリアは日本に比べて一般に物価が高い。人件費が高いのと、買い手に支払い能力があるからである。

(付) ワーキング、ホリデイ渡航者

日豪両政府のとりきめにより昭和55年12月から発足したワーキング・ホリデイは好評で、昨年1年間に日本から約800人の若者がこのカテゴリーでオーストラリアを訪問したという。

今回シドニーで5名のワーキング・ホリデイ渡航者 (男4、女1) と面談した。この5名はどれもオーストラリアに来て6カ月以上経過し、それぞれスイッチ工場のネジ作り、レンタカー会社のサービス係、観光旅行会社のバス・ガイド、建設現場の労働者、日本食堂のウエイトレスなどに職を得ていた。渡航の目的は、海外で自分の力を試してみたい、外から日本を見てみたい、1人で外国で暮してみたい、将来移住するために現地視察に来た、などそれぞれ違っていたが、どれもオーストラリア社会に受け込んでいるのが印象的であった。この5名から後輩へのアドバイスとして次のような点が挙げられた。

- ホリデイ中心で運が良ければ仕事にありつける位の気持でくること。
- その気になれば仕事は見つかる。職業紹介所だけに頼らず、自分の能力に合う職場を訪問するなどして積極的に仕事を探すこと。
- 女性の職場としてはレストランのウエイトレス、免税品店の売り子などが一般であるが、

タイプができれば仕事はある。英語ができれば美容師の仕事もある。

- 住居は4室位の家を1室ずつ借りる、シェア・アコモデーションが安いし、皿洗い当番などで友人ができる。

面会した5名のうち2名は将来オーストラリアに永住したいと語っていたが、ワーキングホリディ制度は、日豪の友好促進とともに、移住予備軍としての役割りも果たしているものと思われる。ただ新聞記者あたりから、ワーキングホリディの若者がシドニーの盛り場に多数たむろして取替りの対象にもなりかねないし、一般に安易な考え方で、きている者が多いので、出発前のガイダンスが必要ではないかという意見があった。

オーストラリア政府でも、実体調査のため質問表のフォームを検討中の由であるが、折角オーストラリアに関心をもって出かけた日本の青年にとって有益な体験となるような配慮が望まれる。

IV オーストラリア移住に関する所見

前記日系企業等関係者のほか、在外公館では黒田大使、金子メルボルン総領事始め関係各位から種々ご意見を承った。現在日本人のオーストラリア移住促進の好機であり、積極的に推進すべきであるというのが大方の意見であったが、要はどのようにして促進するかであろう。

1. オーストラリアの現状と日本のおかれた国際的な立場から考えて、日本人移住者がオーストラリア社会に貢献できるのは、技術移住と企業移住であると思われる。オーストラリアは資源は豊かであるが製造業が弱い。技術力では今や世界の先端に行く日本人が、この国にもっと沢山移住すれば、この国の発展に果た役割は極めて大きいと思われる。コンピューター、エレクトロニクス技術者、自動車整備工などはとくに有望と思われる。
2. 企業移住については、資本と技術を有する中小企業の移住が考えられるが、既存のものとしては日本食堂などがある。ほかどのような分野について可能性があるは明確でない。また日系進出企業と結びついた技術移住、企業移住についても可能性がありそうであるが、これほどどのような分野で可能性があるのか、どのようにして開拓するか、積極的に探究する必要があると思われる。
3. オーストラリア人と日本人とでは、労働に対する考え方に大きな相違がある。一般にオーストラリア人は休日中心であり、日本人は仕事中心であるといわれるが、日本人の「働きすぎ」をそのまま現地に持ち込めば、文化マッソを引き起こすことになる。『舞に入れば舞に従え』を銘記しなければならぬが、ただ長い目で見れば、日本人の勤労観がオーストラリアの発展に貢献することになるかも知れない。

日本人のオーストラリア移住者が急増すればトラブルが発生すると心配する向きもあるが、日本の移住希望者とオーストラリアの移住審査の現状から、移住者の急増は杞憂ではないかと思われる。

4. メルボルンあたりで日本人移住者の組織作りが進んでいるようであるが、このような組織が自主的に各地にできることは望ましいことである。当事業団としては、このような組織に対し、移民資源センターの利用勧奨、情報提供等側面的な援助を与えることができよう。
5. オーストラリア移住は、カナダ、南米移住に比べて、歴史も浅く、日本国民一般へのPRが不足していると思われる。最近改正されたオーストラリアの移住者選考システムでも、従来に比し、日本移住者にとって問題が多かった英語力のウェイトも低くなり、移住しやすくなったと思われる。この際当事業団で従来実施している移住説明会等のほか、マスコミにも働きかけ、かつ、在日オーストラリア大使館とも接触を密に積極的にPRに努めることが必要と思われる。

6. 当事業団のキャンベラ事務所が近くシドニーに移転することになったことは、オーストラリア移住促進の観点から時宜を得たものと思われる。シドニーは日本人移住者も多く、これら移住者に対する保護、情報提供、相談等多忙になると思われるが、駐在員1名では対応しきれないことは明白なので、職員の増員ぜひとも考慮すべきであろう。

また近い将来の問題として、事務所が広大なオーストラリア全体をカバーすることは移住者急増の現状からすれば早晩無理となることが予想されるので早々にJICA事務所の増設(メルボルンが当面の第一候補地である)も検討すべきであろう。

7. 今次調査団のオーストラリア訪問は、最近のオーストラリアの移住事情を知るうえで有益であったが、それだけでなく、オーストラリア政府関係者に、日本側のオーストラリア移住に対する関心を印象づける点でも非常に有意義であり、それなりの成果があったものと考えられる。

しかし、僅々3週間程度の訪問で調査できる範囲は限られているので、今後とくに移住の可能性のある分野などを中心とした調査を実施することが必要と思われる。

以上

ADIL